

室根地域づくり計画



～集い語らい「力合せてみんなで創ろう」豊かな^{むろね}室根！～

平成27年10月

室根まちづくり協議会

目次

1 はじめに

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) まちづくりとは
- (3) 地域づくり計画の期間
- (4) 計画の構成
- (5) 室根の現状

2 まちづくりの基本構想

- (1) 将来像と目標について
- (2) まちづくりの目標
- (3) 地域づくり計画の期間

3 今後取り組むべき地域課題

- (1) 基本目標課題
- (2) 優先的に取り組むべき課題

4 評価・検証

5 参考資料

- (1) 室根まちづくり協議会規約
- (2) まちづくり協議会会員一覧

1 はじめに

(1) 計画策定の趣旨

室根のまちづくり

昭和30年に行われた昭和の大合併以降、旧室根村は高度成長とともに、農業基盤整備や教育や体育施設の充実をはじめ道路、交通網などの住環境の整備がはかられ、今日では毎日快適な生活ができるようになりました。しかし、若人の流出や高齢化の進捗など、様々な課題を抱えています。

中山間地域である室根の基幹産業は農業であるが、農地は耕地が狭く比較的石も多く昔から畑作物の養蚕や葉タバコが盛んに行われきた。近年では野菜、花卉、畜産などの複合的農業が主流となっている。稲作は構造改善事業の基盤整備が行われたものの、気象条件が室根山のふもとでの「やませ」の影響を受けやすい地域でもあり、農業収入が安定しないため、専業農家が減少し、近隣の千厩町や気仙沼市に職場を持ちながらの兼業農家が大半となっていた。しかし平成のバブル崩壊後は、誘致企業は利便性のよい地域へ移動し、室根地域から通勤できる職場が少なくなったことで、若者も都市部への職場を求め、一層人口減少に拍車がかかっている。

合併し室根村となった昭和30年には、人口9,995人、昭和60年には7,196人、平成10年には、6,631人、平成17年には6,125人、平成27年10月には5,300人を下回ると予想されます。10年後、20年後には、中山間地域の住民の高齢化率が50%を超え、耕作放棄地の増加及び農村の地域活動や少子化による地域コミュニティ機能の低下が懸念されます。

新市誕生後、一関市は総合計画、及び実施計画を策定し、「市民と行政が協働のまちづくり」を進めていく必要があることを示し、「一関市協働推進計画」を策定しました。

当地域においても、室根まちづくり協議会が中心となり、策定会議を重ね、将来を見据えた、地域住民が自慢できる安心安全に住みやすいまち、そして若者が集うまちを目指し、今後も事業推進を図っていきます。

(2) まちづくりとは

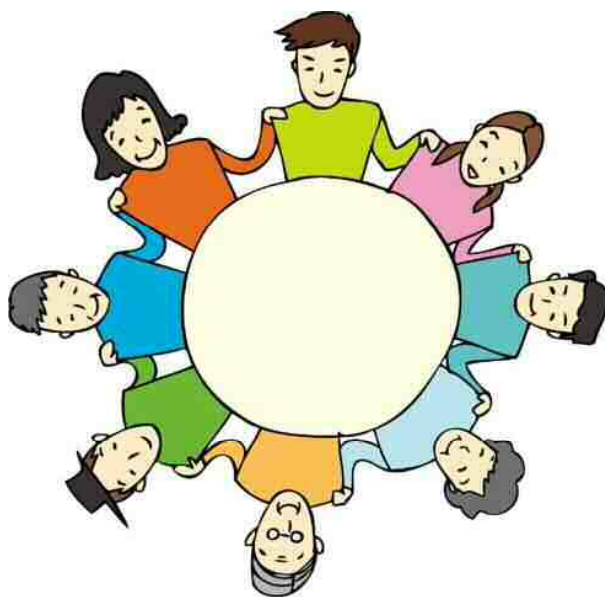
室根まちづくり協議会設立の趣旨

室根まちづくり協議会に参画する全ての住民や組織団体が、室根地域における民政、産業、文化等あらゆることの問題・課題について、「協議会」という大きな円卓で率直に話し合い、その解決方法や事業推進の方向性を見出すことを基盤としています。

みんなで話し合い、導き出された方向や事業の推進にあたっては、室根まちづくり協議会を構成する全ての組織団体や該当する個々の住民が参画し、具体的事業を推進することが重要となります。

室根地域のまちづくりで大切なこと

住民総参加で協働の精神をもって、住民・行政・事業者・各種団体等と綿密な連携の下で、住民主導に進め、全ての住民の方々が“自分のまちは自分たちで創る”という意識で取り組むものです。そのためには、行政や団体がやるだろうという依存意識を払拭し、住民が主体的に行動を起こし、実践するよう意識改革が必要です。



(3) 地域づくり計画の期間

この計画は平成28年度から32年度までの5年間を全体計画とします。

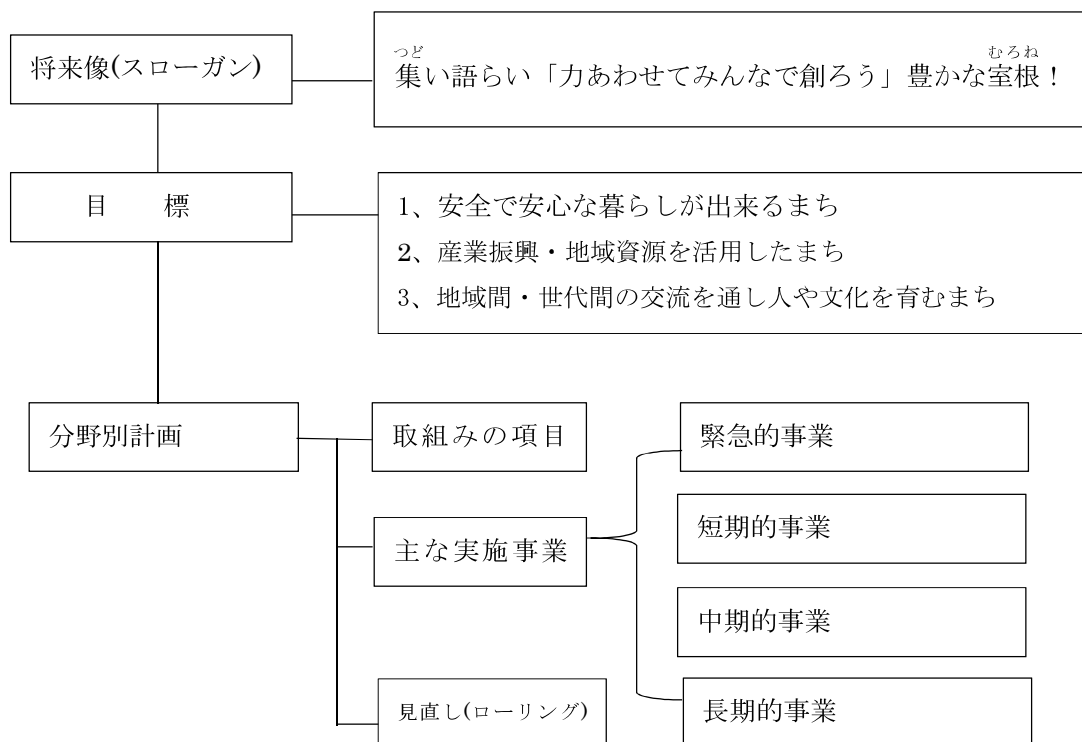
新たに発生してきた諸課題など考え、一関市室根町の住民または訪れる方々が、室根町の良さを感じ快適で心豊かな生活を送ることができるまちづくりを進めます。

また、状況の変化に応じ随時見直しを行うこととします。

(4) 計画の構成

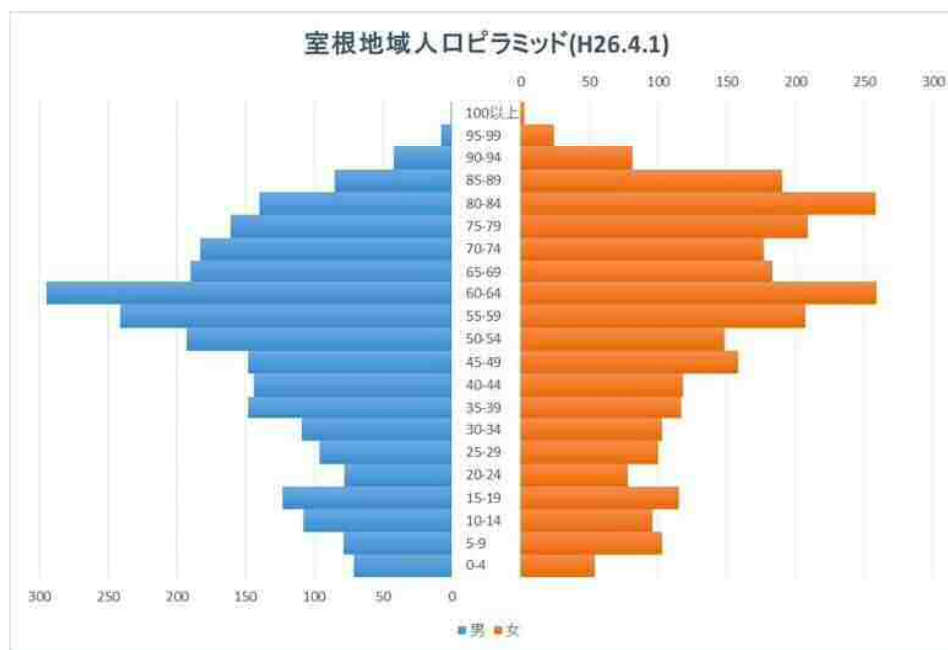
一関市が目指すまちづくりの姿を表し「室根町の将来像」を掲げます。

計画の構成と内容



(5) 室根の現状

人口の推移（人口動態調査 各年2月1日現在）



室根地域行政区別人口（平成27年8月1日現在）

	1区	2区	3区	4区	5区	6区	7区	8区	9区	10区
世帯数	62	84	69	59	131	66	163	193	78	151
人口	202	251	206	181	308	212	458	533	249	311
55歳以上人口	116	145	116	96	123	117	243	304	133	201
割合	57.4	57.8	56.3	53	39.9	55.2	53.1	57	53.4	64.6
65歳以上人口	77	94	71	75	87	79	163	211	94	156
高齢化率	38.1	37.5	34.5	41.4	28.2	37.3	35.6	39.6	37.8	50.2
75歳以上人口	43	65	42	37	55	57	89	126	51	109
割合	21.3	25.9	20.4	20.4	17.9	26.9	19.4	23.6	20.5	35
14歳以下人口	10	21	15	16	34	16	44	48	25	17
少子率	5	8.4	7.3	8.8	11	7.5	9.6	9	10	5.5

	11区	12区	13区	14区	15区	16区	17区	18区	19区	20区	全体
世帯数	149	94	80	82	80	72	57	72	37	33	1,812
人口	461	333	260	258	257	215	182	201	137	95	5,310
55歳以上人口	242	168	145	143	142	117	104	132	79	55	1,594
割合	52.5	50.5	55.8	55.4	55.3	54.4	57.1	65.7	57.7	57.9	55.0
65歳以上人口	164	107	99	92	89	74	63	101	50	31	1,977
高齢化率	35.6	32.1	38.1	35.7	34.6	34.4	34.6	50.2	36.5	32.6	37.2
75歳以上人口	91	61	59	54	51	42	37	64	30	20	1,183
割合	19.7	18.3	22.7	20.9	19.8	19.5	20.3	31.8	21.9	21.1	22.3
14歳以下人口	43	37	20	27	25	25	14	11	12	12	472
少子率	9.3	11.1	7.7	10.5	9.7	11.6	7.7	5.5	8.8	12.6	8.9

2 まちづくりの基本構想

(1). 将来像と目標について

【スローガン】

^{つど}集い語らい「力合わせてみんなで創ろう」豊かな^{むろね}室根！

【将来像】

子どもたちは「みんなが明るく笑顔で賑わう自然豊かな町であってほしい」と望んでいます。

子どもたちのために大人は笑顔であり続け、地域の人々が集い語らい互いに助け合い、温かなコミュニティと豊かな自然環境など地域資源を大切に、魅力と活力ある室根地域を創生します。

みんなで創る豊かな室根は、住民が生き甲斐を持ち共に働き学び、明るい笑顔の絶えない暮らしのできる地域であるように、私たちは宣言します。

室根を思い、室根に暮らすひとりひとりを思い、子どもたちを思い、室根まちづくり協議会の将来像(スローガン)を

^{つど}集い語らい「力合わせてみんなで創ろう」豊かな^{むろね}室根！

と掲げ、将来像から目指す目標を

「2. 産業振興・地域資源を活用したまち」

「3. 地域間・世代間の交流を通して人や文化を育むまち」

として、

子どもたちが大人になったとき、今よりももっと「室根が好き」と言ってくれるまちを目指して、みんな笑顔で力を合わせてまちづくりに取り組んでいきます。

ひとりひとりの笑顔が明るく輝く夢を創り、温かな思いが夢を繋ぎ、人を呼び、どこよりもく住みたいまち室根町>を作ります。

(2). まちづくりの目標

将来像を実現するために、まちづくりの目標を3本の柱として、分野ごとに事業を区分し、計画した事業に取り組んでいきます。

◆目標1. 安全で安心な暮らしができるまち

- (1) 治安・防犯・防災・交通安全に関すること
- (2) 社会的インフラに関すること
- (3) 高齢者及び健康に関すること
- (4) 住環境・子どもの安全に関すること

◆目標2. 産業振興・地域資源を活用したまち

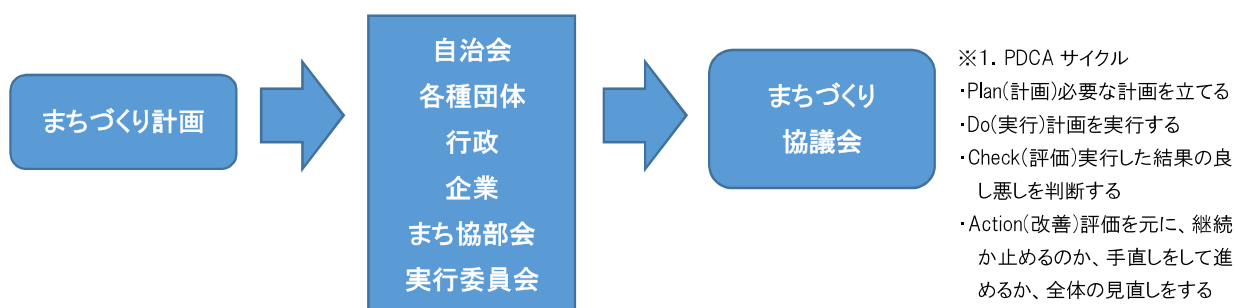
- (1) 農林業・商工業の振興に関すること
- (2) 地域資源の掘り起こしと活用に関すること
- (3) 室根バイパスに新設予定の産直施設の有効活用に関すること
- (4) 資源・人材等の情報発信に関すること

◆目標3. 地域間・世代間の交流を通し人や文化を育むまち

- (1) 地域コミュニティの活性化に関すること
- (2) 若い世代の人が各事業に参画・参加に関すること
- (3) 伝統行事等文化の継承に関すること
- (4) 地域イベントを通じた他地域との交流に関すること

(3) 地域づくり計画の進め方

まちづくり計画を基本に、自治会や各種団体等が事業を考え実行し、進捗状況や事業効果等を室根まちづくり協議会が把握し、調整、評価、検証し、PDCA サイクルで展開していくものとしてします。



3 今後取り組むべき地域課題

(1) 基本目標課題

◆目標1. 安全で安心な暮らしができるまち

(1) 治安・防犯・防災・交通安全に関すること

	期間	主体
ア. 道路及び交通安全施設の整備		
・主要地方道室根本吉線の改良、歩道の整備	中期	自治会 行政
・国道284号線月山踏切、折壁町内歩道の改良	緊急	行政・JR
・ " " 高沢交差点の改良	緊急	住民 ・行政
イ. 2級河川大川の改修	中期から	
・堆積土、放射線汚染土の除去	緊急	行政 業者
・氾濫危険個所の改良	短期	行政

(2) 社会的インフラに関すること

	期間	主体
ア. 生活安全対策の推進		
・防犯灯の充実	年次ごと	自治会・行政
イ. 災害対策など行政情報システムの充実	短期～長期	短期～長期
ウ. 公共交通システムの充実による安全安心の確保		
・バス停運便数	短期	行政
・高齢者等交通弱者の交通手段の確保	短期	行政
エ. 上水道の整備と浄化槽設置促進		
・浄化槽未設置地域の解消	短期～中期	個人・行政
・生活排水の完全処理による生活環境保全	短期～長期	個人・行政

(3) 高齢者及び健康に関すること

	期間	主体
ア. 住民に対する未病学習などによる健康増進		
・生涯学習等としての取り組み促進	短期～長期	個人・行政
イ. 独居高齢者世帯等の見守り体制の確立		
・地域等における見守り体制	緊急	自治会等
・JA、郵政、宅配業者との連携	中期	事業者
・行政区毎サロン等の改設	短期	自治会・行政
ウ. 高齢者世帯と別居家族等の連絡体制の確立	緊急	自治会・行政

(4)住環境・子どもの安全に関すること

	期間	主体
ア. 河川の清流化促進と親水公園等の整備	短期～長期	行政
イ. 各地域における河川清掃など環境保全活動の推進	短期～長期	自治会・行政
ウ. 子育て環境の整備充実		
・幼保一元化による入園待機児童等の解消	緊急	行政
・学童保育体制及び施設の充実	短期	行政・保護者
・各地域及び公共施設等を利用した子どもの遊び場の確保	中期	自治会・行政
・子供向けイベントの開催と将来の担い手としての教育推進	短期	行政
エ. 増加する空き家対策の構築		
・空き家の有効活用	短期～長期	関係者・行政
・Uターン、田舎暮らし希望者に対する情報発信	緊急	行政・自治会
オ. 住環境の維持、保全対策の推進		
・環境美化活動の強化	短期～長期	自治会・行政
・地域内生活拠点、核店舗の設置促進	中期～長期	自治会・商工会
・家庭ごみの分別及び違法焼却防止の徹底	緊急	自治会・行政

◆目標2. 産業振興・地域資源を活用したまち

(1) 農林業・商工業の振興に関すること

	期間	主体
・室根バイパス完成後の商店街活性化の推進	中期～長期	行政・商工会
・若者の働く場の確保と仕事の創出(地域内)	短期	行政・事業者
・農林業の組織化及び基盤整備の促進	短期～中期	行政
・地域特産品の開発及びブランド化の促進	短期～中期	行政
・有害獣駆除体制の構築(有資格者育成)	短期	行政

(2) 地域資源の掘り起こしと活用に関すること

	期間	主体
ア. 地域における産業、自然、文化、人材等の地域資源の再点検	短期	まち協
イ. 地域資源の有効活用と資源を生かした産業の創出(木材、石材、観光資源等)	短期～長期	まち協・事業者
ウ. 室根山観光の活性化		
・国道 284 号線からアクセス改良	短期	住民・行政
・魅力ある施設への改善	中期	事業者・まち協
・情報の発信	短期	事業者・業者

(3) 室根バイパス新設予定の産直施設の有効活用に関すること

	期間	主体
・室根地域の経済拠点として活用	短～中期	プロジェクトチーム
・森里海関連をメインにした施設 (地域特性を生かした特徴ある施設運営)	短～中期	プロジェクトチーム

(4) 資源人材等の情報発信に関すること

	期間	主体
・新規就農者等、人材確保のための情報	短期～長期	行政・人材バンク
・各種団体等の後継者確保と人材育成	短期～長期	団体・行政
・室根の魅力を広域発信対策	短期	事業者・行政
・多様な技能技術を有する住民の把握と人材バンク等の推進	短期～長期	人材バンク・行政

◆目標3. 地域間・世代間の交流を通し人や文化を育むまち

(1) 地域コミュニティの活性化に関すること

	期間	主体
・各自治会活動の活性化	短期	自治会・団体
・積極的な社会参画等、住民意識の改革	短期	自治会
・子どもから高齢者まで年代を超えた交流事業の推進	短期	自治会・団体

(2) 若い世代の人が各事業に参画・参加に関すること

	期間	主体
ア. 各種社会活動への参画参加促進		
・18歳選挙権の付与と若人の社会教育責任教育	短期	行政
・消防団員等、公共活動への地域推薦及び事業所等からの確保	短期～長期	自治会・事業者
イ. 青年層など若者世代交流の場の創出		
・スポーツ、音楽、趣味等のイベント開催	短期	行政・愛好者
・気軽に過ごせるカフェ等の創出	中期	行政
ウ. 厄年など室根中学校卒業生の組織化とリーダーの育成	中期	行政

(3) 伝統行事等文化の継承に関すること

	期間	主体
ア. 室根神社特別大祭の運営体制の抜本的見直し、室根全域を中心とした実行委員会制への移行		
・神役等世襲制から各地域による保存会への移行	中期	神役～住民
イ. 郷土芸能の継承の促進		
・指導者の確保及び地域における取組強化	短期～中期	団体
ウ. 時代に即応した良き習慣風習などの継承	短期～長期	自治会

(4) 地域イベントを通じた他地域との交流に関すること

森は海の恋人植樹祭:全国的に有名なイベントとして展開し、室根ファンの獲得	中・長期	住民・行政
地域内外から交流できるイベントを実施し、流入人口や交流人口を増やす	中・長期	住民・行政・まち協

(1) 優先的に取り組むべき課題

1. 若者が定住し活躍できる地域社会の創出
2. 子育て環境の整備促進
3. 地域住民の健康対策の推進

これまで出された地域課題の中でも、上記の3つについて優先して実施します。

1. 若者が定住し活躍できる地域社会の創出

地域の担い手となる若者が地域に定住し、結婚、そして子育てが出来るということは、地域の人口を維持し地域社会を継続して行くうえで肝要です。

そのためには、地元で安定した仕事や所得があり、安全安心な子育て環境や楽しくはつらつとした魅力ある地域であることが基盤となります。

1-1 地域資源や特性を生かした仕事の創出

室根地域には豊かな森林資源、中山間地域の特性を生かした複合的農業資源、室根山などの景観に恵まれた観光資源、全国的に著名な「森は海の恋人植樹祭」などのイベント資源、そして市内で最大規模を有する養鶏・食品加工事業所などの地域資源が存在します。

こうした地域資源や特性を生かした事業の創出と地域産業の振興を図り、安定した雇用と新規事業の創出などによる所得向上により、若者が定着する地域を目指す必要があります。

1-2 若者の活動の活性化のための環境整備の促進

地域の若者の要望などを集約すると

- ・若者が気軽に集まれる拠点施設の不備
- ・若者の語りい出合いの場となる軽食喫茶、飲食店などの不足
- ・スポーツ、文化、趣味などを通じた交流の機会の不足

などの課題があり、この解決のために各地域集会施設や既存施設の利用促進と整備、飲食組合、商工業者に対する働きかけ、各種組織などによる若者交流機会の促進などが必要です。

1-3 若者の構成する組織の活性化と支援の充実

室根地域には、室根市民センターで行われている青年教育事業（青年ふれあい塾）があり、そこから独立したよさこい団体「桜室連」や、ご当地グルメいちのせきハラミ焼でまちおこし活動を行っている「いちのせきハラミ焼なじよったべ隊」、室根まちづくり協議会が呼びかけ集まるようになった「室根と愉快的仲間たち（室愉会）」があり、活性化の兆しがあります。

こうした活動を核にして、これまでに社会参画・参加の機会のなかった若者対象者に参加を促し、活動の活性化を図るとともに、将来の地域リーダーなどの人材育成について積極的に取り組む必要があります。

2. 子育て環境の整備促進

活力ある地域には多くの子どもが存在します。地域社会で子育てを支援し、次の時代の担い手を健やかに育てる地域を目指すため、就労・出会い・結婚・出産・子育ての環境を整備することが大切と考えます。特に子育ての場において、保健・医療・教育などの子育て環境に不安を抱えている対象家庭が多く、適切な支援が必要です。

2-1 安心できる子どもの遊び場の確保

室根地域には公園として室根山の麓に「蟻塚公園」が存在しますが、山岳公園的要素の公園で、生活圏内の公園は皆無の状況にあります。子どもたちがそれぞれの生活圏内に安心して伸び伸びと遊べる場所があれば、心身の成長に大きく寄与することは明らかです。

そのため各地域の集会施設、民間施設、遊休農地、里山、河川など総点検を行い子どもの遊び場の確保と提供、運営体制の確立を図る必要があります。

2-2 幼保一元化などの整備による保育環境の整備

子育て世代の両親が安心して子どもの保育が出来て働ける環境を整備し、地域内の入所待機児童の皆無を図ることが必要です。

2-3 学童保育施設の整備と体制の充実

室根東・西小学校の児童生徒の学区内及び生活圏内における学童保育施設や運営体制の点検と整備を行い、子どもの放課後の安全確保、地域による子ども育成活動の強化を図る必要があります。

2-4 仮称「子育て応援サポーター」の配置

乳児からの保健・医療の知識や急病時の処置、子ども病院・小児科などの案内、子どもの教育施設などの子育て全般に対する有知識・技能者を市役所に配置し、子育て世代の住民が気軽に相談や指導を受けることが出来る相談員(サポーター)などの設置を検討する必要があります。

3. 地域住民の健康対策の推進

人口減少社会の到来が叫ばれているなか、全人口に占める高齢者の割合が年々高くなり、長寿社会の到来とも言われています。そのため、医療・社会福祉の事業費が増大し、財政を圧迫する傾向は顕著であると言われています。特に高齢者の医療費や介護費の増大を抑制するには、地域住民の一人ひとりが健康保持の意識を持ち、正しい健康知識、未病対策などを学び実践することが、医療費などの削減に寄与するものと考えます。

3-1 地域内における住民の健康意識の向上

毎日の生活の中にある食事や睡眠、運動、仕事など、個々の生活習慣によって身体がつくられて行きます。心身が軽やかで毎日笑顔でいられるよう、一人ひとりが「健康な身体をつくるのは自分自身である」ということを意識して行く必要があります。

3-2 生活習慣病の予防教育の促進・健康寿命延伸教育の普及促進

正しい健康知識や未病対策などを学び実践できるよう、学習の機会を多く設け、地域住民一人ひとりが取り組み、地域全体で教育の普及と促進に力を入れる必要があります。

3-3 高齢独居者などの孤立防止対策の推進

心の健康を守り、地域社会からの孤立を防止し、サロン開催や見守りの強化を図り、地域社会参画・参加を進めて行く必要があります。

4評価・検証

事業実施後に、事業報告を協議会に提出してもらい、協議会では、以下の項目で事業の進捗確認と評価検証を行う

分野	事業名	事業内容	実施団体	財源
				交付金・自主財源 助成金・行政
事業報告書				

5 参考資料

室根まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 この会は、室根まちづくり協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、協働の理念に基づいて住民一人ひとりがお互いを尊重し、自らが地域課題について話し合い行動することにより、住みやすく幸せを感じられるまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域住民等の参加によるまちづくり計画等の策定並びにその実現に関する事。
- (2) 地域のまちづくり意識を高めるための広報・イベント活動等に関する事。
- (3) 地域内まちづくり組織、その他各種団体等のまちづくり活動との連絡調整に関する事。
- (4) 協働のための人づくり、環境づくり、組織づくりに関する事。
- (5) その他、目的を達成するために必要な事業に関する事。

(会員)

第4条 本会の会員は、次に掲げる者とする。

- (1) 本会の目的に賛同し、室根地域の振興に寄与する団体の長
- (2) 一関市室根町自治会振興会の会長 4名
- (3) 一関市室根町自治会連合会が推薦する者 4名以内
- (4) 青年ふれあい塾代表が推薦する者 3名以内
- (5) 本会の目的に賛同し、室根在住の者

(入会及び退会)

第5条 本会に入会するときは、別に定める入会申込書を会長に提出する。

2 会長は、前条に規定する団体で前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由無くこれを拒んではならない。

3 本会を退会するときは、任意の様式による退会届出書を会長に提出する。

(会費)

第6条 本会の会費は年会費とし、額は別に定める。

2 役員会で認めた団体等については、会費を減免できるものとする。

3 納付された会費については、返還できないものとする。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 10名以内
- (4) 監事 2名

2 理事及び監事は、総会において選出する。

3 会長及び副会長は、理事の互選とする。

4 役員任期は2年とする。ただし、再任は防げない。

5 役員中途退任における補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(任務)

第8条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは職務を代理する。
- (3) 理事は、会長・副会長とともに役員会を組織し、事業の推進にあたるものとする。
- (4) 監事は、会計及び会務を監査する。

(総会)

第9条 総会は、年1回会長が招集し開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

2 総会は、委任出席を含めた過半数の出席により開催する。

3 総会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

4 総会の議長は会員の中から選出し、次の事項を審議する。

(1) 規約の制定、改廃に関する事。

(2) 事業報告及び決算報告に関する事。

(3) 事業計画及び予算に関する事。

(4) 会費の額の決定に関する事。

(5) その他、役員会において必要と認めた事項に関する事。

(役員会)

第10条 役員会は、会長が招集し随時開催する。

2 役員会は、会長が議長となり次の事項を審議する。

(1) 総会に付議すべき議案の審議

(2) 総会において決定された事項の執行

(3) 構成団体等との連絡調整

(4) その他会長が必要と認めた事項

(部会)

第11条 本協議会は、規約第2条の目的を達成するため、部会を置き、それぞれの事業を推進するものとする。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、役員会で別に定める。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(相談役)

第14条 本会は、相談役を置くことができる。

2 相談役は、学識経験者又は本会に功労ある者を、総会の承認を経て会長が委嘱する。

3 相談役は、会議等に出席し意見を述べることができる。ただし、議決に参加することはできない。

(事務局)

第15条 本会の事務局を一関市室根町折壁字大里201番地1に置く。

2 事務局に、事務局長、事務局員をおき、会長が委嘱する。

3 事務局長は、会務を処理し事務局を統括する。

4 事務局員は、会務並びに会計を処理する。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、役員会で定める。

附則

1 この規約は、平成24年4月24日から施行する。

2 本会の設立当初の役員任期は、第7条第4項の規定に関わらず、設立の日から平成26年3月31日までとする。

3 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第12条の規定に関わらず、設立の日から平成25年3月31日までとする。

附則

この規約は平成24年4月24日から施行する。

この規約は平成25年4月11日から施行する。

この規約は平成27年4月11日から施行する。